

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 10 月 8 日

県立長野図書館長 森 いづみ

1 入札に付する事項

(1) 工事名

令和 7 年度 県立長野図書館 空調設備改修工事

(2) 工事箇所名

長野市若里 1－1－4 県立長野図書館

(3) 工事費内訳等

工事費内訳書によります。

(4) 工事概要

吸収式冷温水機

1 号機 燃焼関連部品取替

2 号機 燃焼関連部品取替

2 号機 加圧漏洩検査及び真空部品取替

3 号機 燃焼関連部品取替

(5) 工期

工事開始日（契約日の翌日）から 令和 8 年 3 月 20 日まで

(6) 支払条件

ア 前 金 払 原則として、1 件の契約金額が 100 万円以上の工事等について、契約金額の 6 割の範囲内で中間前払金を含む前金払いをする。

イ 部 分 払 原則として、1 件の請負代金額が 50 万円以上の工事等について、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）の規定による回数の範囲内で部分払にする。

(7) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 管工事に係る建設業の許可を受けていること。
- (5) 令和 7・8・9 年度長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち、管工事について入札参加資格を付与されていること。
- (6) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (7) 滞納している長野県税等徴収金がないこと。
- (8) 長野地域振興局管内に本店又は営業所を有していること。
- (9) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

〒380-0928

長野市若里 1－1－4

県立長野図書館 総務企画課 総務係

電話 026（228）4500

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和 7 年 10 月 24 日（金） 午後 2 時
イ 場所 県立長野図書館 3 階 研修室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和 7 年 10 月 21 日（火）午後 2 時までに県立長野図書館総務企画課総務係に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 低入札価格調査制度の適用
低入札価格調査制度事務処理要領（平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 47 号）第 2 に規

定する低入札価格調査制度の対象工事として同要領を適用します。同要領第3により算定した低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、同要領による調査を実施します。

(6) 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に入札しようとする者の見積る金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができます。

ア 入札参加者が保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出して所長の確認を得たとき。

イ 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと所長が認めたとき。

前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付してください。

(7) 契約保証金

政令第167条の16並びに規則第142条及び同第143条に基づき策定された「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」（平成27年3月11日付け26契検第135号）の規定により取り扱うものとします。

(8) 入札の無効

入札説明書5の各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。